

改正

平成25年3月29日規則第21号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定障害児相談支援事業者の指定等に関し、必要な事項を定める。

(指定の申請等)

**第2条** 法第24条の28第1項に規定する指定の申請は、我孫子市指定障害児相談支援事業者指定申請書（様式第1号）により、指定を受けようとする日の属する月の前月の15日までに行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定を行うときは我孫子市指定障害児相談支援事業者指定決定通知書（様式第2号）により、指定を行わないときは我孫子市指定障害児相談支援事業者不指定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(指定の更新等)

**第3条** 法第24条の29第1項に規定する指定の更新の申請は、我孫子市指定障害児相談支援事業者指定更新申請書（様式第4号）により、行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、指定の更新を行うときは我孫子市指定障害児相談支援事業者指定更新決定通知書（様式第5号）により、指定の更新を行わないときは我孫子市指定障害児相談支援事業者指定不更新決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

**第4条** 法第24条の32第1項の規定による変更の届出は、我孫子市指定障害児相談支援事業者指定事項変更届出書（様式第7号）により、同項の規定による休止した事業の再開の届出は、我孫子市指定障害児相談支援事業再開届出書（様式第8号）により、行うものとする。

2 法第24条の32第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、我孫子市指定障害児相談支援事業廃止・休止届出書（様式第9号）により、行うものとする。

(指定の取消し等)

**第5条** 法第24条の36の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止は、我孫子市指定障害児相談支援事業者指定取消・効力停止通知書（様式第10号）により行うものとする。

(公示)

**第6条** 法第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定等に係る指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 事業所番号

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月29日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第3条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第4条関係)

様式第9号 (第4条関係)

様式第10号 (第5条関係)